

鬼無里地区地域維持型緊急処理業務委託 特記仕様書

1 適用範囲

本特記仕様書は、鬼無里地区地域維持型緊急処理業務委託に適用するものとする。

2 作業員資格（資格者等）

道路等維持補修工は、3名（特殊作業員・普通作業員）1班の編成とする。

班に1名の責任者（1級または2級土木施工管理技士）を定め、1名以上の労働安全衛生特別教育（伐木、刈払機）修了者を配置すること。

上記有資格を証明する書面の写しを提出すること。

3 業務内容

業務内容は、建設土木維持業務範囲及び係員の指示による作業内容とし、道路及び河川水路の維持・修繕に関わるものとする。なお、維持・修繕の主な項目は下表のとおりとし、作業車は道路維持作業用仕様（※1）とする。また、作業上必要とする原材料は長野市が支給し、作業中は作業現場の前後に作業看板（※2）を設置し作業する。その際、必要に応じ、作業員の中から旗振り人員を用意し、安全管理に万全を期すこと。

作業中の労働災害防止のため、災害防止の基本を徹底すること。

例）はさまれ・巻き込まれ災害、トラック等の荷台からの墜落・転落、グラインダー等による災害。

（※1）規格

道路維持・修繕のため、自動車の使用者が公安委員会に届け出たもの150mの距離から点灯が確認できる黄色の点滅式灯火を点灯

（※2）看板表示

工事内容を表示する。例「道路の維持作業をしています」

施工主体 「長野市建設部維持課北部土木事務所」を表示する。

工種		
(1) 維持		
(イ) 路面	a コンクリート舗装	目地及びクラックの充填、欠損部の充填部及び舗装表面の剥離に対する処理、局部的に破損した箇所の打ち換え、舗装版の沈下の修理等
	b アスファルト舗装	パッチング、波状整正、ポットホールに対する応急処理等
	c 砂利路面	砂利道の磨耗、飛散に対する骨材等の補給
	d 歩道等	ブロック版の据え直し等
(ロ) 構造物	a 橋梁	上下部、袖石積等の小修理、塗装修理等
	b トンネル	覆工表面破損部等の小修理
	c 一般構造	擁壁、側溝等の小修理
(ハ) 交安施設等	a 交通安全施設	道路照明、防護柵、道路標識の小修理
(ニ) 路肩法面等	a 路肩	路肩処理、路肩舗装等
	b 法面	除草、枝払い、法面の維持補修等
	c 清掃・散水	路面、側溝、管渠、トンネル等の清掃及び散水
	d 除雪	積雪・結氷の除去、塩カルの補給、路肩表示等
(ホ) その他	a 巡回	
	b 災害復旧	小規模復旧工事（板柵等）
	c 応急処理	被災箇所の応急処理（崩落土処理等）
(2) 修繕		
(イ) 路面		オーバーレイ、打換え、歩道修繕等
(ロ) 構造物	a 一般構造	暗渠、擁壁、側溝、スラブ、歩車道境界ブロック等の修繕

4 貸与品、支給品

1) 貸与品目及び貸与時期は、監督員の指示によるものとする。

2) 作業に必要な原材料は、支給することを原則とする。

3) アスファルト乳剤ドラム缶の支給に当たり、その置き場を準備すること。

5 業務時間

1) 作業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2) 委託期間において、土曜日、日曜日、祝日は作業をしない日（休日）とする。

3) 草刈り作業日については、地区要望等を受け監督員と必要箇所・時期を決定する。

ただし、市からの要請により休日及び時間外の作業を行う場合は、別の日に休むこととする。

年	令和6年									令和7年	合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	3月		
作業日数	2日	3日	3日	2日	2日	2日	1日	1日	1日	17日	
備考	作業日については監督員と協議の上、決定することとする。										

6 報告

- 1) 作業終了後は、作業内容等を緊急処理業務委託日報（別紙1）に記入し報告すること。
また、毎月1回、前月分の出動状況を緊急処理業務出動報告書（別紙2）に記入し、翌月7日までに提出すること。
- 2) 各現場の状況写真（着工前、作業中、完成 各1枚）を、緊急処理業務委託日報に添付し提出すること。

7 長野市公契約等基本条例に関する事項

- 1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- 2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。
- 3) ~~長野市公契約等労働環境報告書1部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの）2部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。~~